

文部科学大臣
渡海紀三朗 様

社団法人日本図書館協会
理事長 塩 見 昇

図書館法改正に基づく司書養成の省令科目について

図書館法の改正により図書館法施行規則（以下、省令）の司書養成科目が司書講習を想定したものから大学における科目に関するものへと変更されます。司書の置かれている現状、図書館に対する社会的な期待を踏まえた適切な内容（科目、単位等）となることが期待されます。日本図書館協会は図書館学教育の関係者が中心となって検討しておりますが、その内容をもとに以下の提起をいたします。

記

- 1 司書養成科目がこれまでの講習を中心としたものから、大学における課程の履修を重点に置いたものになることは、司書養成が基本的に大学教育において行うものとなることであり、評価できます。
- 2 大学における科目として省令で定める内容については、次の点を踏まえて策定されるべきものと考えます。
 - (1) 司書資格修得のための基本科目としてふさわしく充実した内容・単位とすること。
 - (2) 選択科目を廃し、原則としてすべてを必須科目とすること（但し、後述する図書館特論は別扱いとする）。
 - (3) 現行の 1 単位を最小単位とする構成は維持し、1 単位科目を 2 単位に展開するか否かは、各大学における実施に際しての判断に委ねること。これによって急激な単位増となることを避ける。
 - (4) 総単位数は、当協会が従前（1996 年改正時）から提起してきた 24 単位程度を大枠とし、最大 26 単位以内に収めること。
 - (5) 科目群を定める際、その各群において重点的強化を図ること。また、司書課程の運営に急激な負担の増加をもたらさないこと。

3 科目の内容、単位

この提起では、現行の省令科目（司書講習用）をベースに、それを 3 つの科目群に整理し、さらにそのなかの重点強化を図るものを挙げ、充実した新たな科目構成となるよう図った。科目名称については、その内容にふさわしいものを設定する。

(1) 基礎科目関係

現行 4 単位（生涯学習概論 1 単位、図書館概論 2 単位、図書館経営論 1 単位）を 6 単位とする。

重点：情報関係、図書館経営関係の強化

- ・図書館経営論：現行 1 単位を、法制度関係を補強して 2 単位とする。
- ・情報関係の概説（新設）：「図書館情報学」のうち「情報」に関する部分（情報基礎、情報システム、ネットワーク、情報機器など）を独立させ 1 単位とする。

(2) 図書館サービス関係

現行 7 単位（図書館サービス論 2 単位、情報サービス概説 2 単位、レファレンスサービス演習 1 単位、情報検索演習 1 単位、児童サービス論 1 単位）を 10 単位にする。

重点：図書館サービス、児童サービスの強化

- ・児童サービス論：現行 1 単位を 2 単位とする。
- ・図書館サービス及び児童サービスに関する演習（新設）：2 単位

(3) 資料関係

現行 7 単位（図書館資料論 2 単位、資料組織概説 2 単位、資料組織演習 2 単位、専門資料論 1 単位）を 8 単位とする。

重点：資料組織演習の現代的展開

- ・資料組織演習：現行 2 単位を 3 単位とする（書誌ユーティリティの利用などを含む）。

以上 計 24 単位

(4) 特設科目（オプション）：図書館特論 2 単位相当

以上の科目のほか、特設科目として「図書館特論」2 単位を設定する。

これは司書資格修得に必要な必須科目とはせず、自由開講科目とし、上記全体を補うものとする。これを加えると 26 単位となる。

24 単位を超えることは、短期大学における司書課程の運営に負担を与えると解し、オプション科目とすることを提案する。

4 実施に際しての留意点

- (1) 「図書館特論」はオプション科目とし、各大学において特色のある司書養成を工夫することなど、必要と認めた場合に、科目として採用することができるものとする。
- (2) 現行省令科目との読み替えに留意すること。
- (3) 司書課程専任教員を二人以上とする従来の指導を継続されること。
- (4) 省令の改正に際しては、関係資料、情報の開示、一般に対する公開の検討機会を十分に用意し、関係者の意見、希望を十分に聴取されること。

5 司書講習科目との関係

司書講習科目は、「大学における図書館に関する科目」に準拠し、それを下回らないものとすることで、司書資格取得の最低要件に差異を生じないようにすること。

以上